

よくある質問 ～教職課程の履修等について～

| No. | カテゴリ | 質問 | 回答及び問い合わせ場所 |
|-----|------|-----------------------------------|---|
| 1 | 履修 | 教職を履修するかどうかが迷っている | 履修登録期間を過ぎるとその年度の前期及び通年の科目は登録できないため、それまでに結論を出すことが望ましい。 ■教職履修確認面接中に辞退を決意した場合 ⇒「教職課程履修申請書」の教員への提出は不要。 ■教職履修確認面接にて「教職課程履修申請書」の教員を提出した後に、教職の科目を履修しないことにした(教職履修を辞退する場合) ⇒教務課に申し出ること(辞退者は履修カルテの削除等を行う必要があるため)。学年が進み、介護等体験や教育実習の予備申請を行った後に辞退する場合は、教員との辞退確認面談や辞退届提出の手続きが必要となるので注意すること。 |
| 2 | 履修 | 教職ガイダンスに出席すれば教職課程を履修することになるか？ | ガイダンス出席の他に、「教職課程履修申請書」の提出及び、教員免許取得に必要な科目の履修登録が必要。 2019年度以降入学生については「教職課程履修申請書」の提出により、CAMPUSSQUARE上に履修カルテが作成される。作成された旨は、東京都立大学教職課程センターホームページでお知らせする。その後、履修カルテマニュアル(CAMPUSSQUARE⇒お知らせに掲示)を参考に履修カルテに志望理由を入力すること。履修カルテへの入力をもって、教職課程履修申請完了となる。 |
| 3 | 履修 | 所属で年間の履修制限単位数があるが、教職科目も制限対象になるのか？ | 【2019年度以降入学生】 「教職課程履修申請書」を提出し、履修カルテが作成されることにより、一部の教職科目が履修制限の対象外となる。なお、所属によっては別途手続きが必要になるため所属の学務課教務係に確認すること。 【2018年度以前入学生】 web申請にて、教職課程履修のチェック欄をチェックすることにより、一部の教職科目が履修制限の対象外となる。また、所属によっては別途手続きが必要になるため所属の学務課教務係に確認すること。 |
| 4 | 履修 | 履修したい専門科目と教職科目の曜日時限が被ってしまった | 専門科目の履修を優先すること。 一種教員免許状の取得には、学士の学位(つまり大学を卒業すること)が必要。本学では教職課程はオプションとなるため、専門科目を履修し卒業することが前提。 |
| 5 | 履修 | 教職課程に関する授業は何回まで欠席可能か | 教職課程に限らず、全ての授業は欠席を想定してカリキュラムを作っているわけではないので、やむをえない事情がある場合を除き、全ての授業に必ず出席するように。一回目の授業については履修登録が始まる前に行われるので、忘れずに出席するよう注意すること。 |
| 6 | 履修 | 目安として、1年生で何単位取得すればいいか。 | 2年生進学時点で教職科目(※1)を10単位程度修得していれば標準のペースと言える。「教職課程の標準履修スケジュール表」が『履修の手引 別冊(教職課程の履修概要)』に記載されているので確認しておくように。 ※1 教職科目とは：履修の手引 別冊(教職課程の履修概要) 8ページに表3に記載の「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のこと。 |
| 7 | 教科 | 科目がどのシラバスにあるのかわからない | 教職課程センターHPに教職に関わる科目のみを抜粋した時間割を掲載しているので、そこに記載の授業番号や授業名称からWEBシラバスを用いて検索すると良い。 【2019年度以降入学生】 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、その提供学科等の専門のシラバスに記載されている。その他の科目については人文社会学部のシラバスに記載されている。 【2018年度以前入学生】 「教職に関する科目」は各教科教育法を除いて人文社会学部(人文・社会系)、教科に関する科目はその提供学科等の専門のシラバスに載っている。 |
| 8 | 教科 | 具体的な科目について問い合わせたい | 所属の履修相談、またはその科目を提供している学部の学務課教務係が所属の先生に問い合わせること。 |
| 9 | 進路 | 高校(若しくは中学)の免許だけを取得したい | 可能ではあるが、現在、教職の求人では中学・高校の両免許を所持していることが前提条件となっている(例：都内公立学校)ことが多いため、一方だけの取得では、教育実習先が見つからなかったり、教員採用試験にあたって応募資格とならない可能性がある。 |
| 10 | 進路 | 公務員(民間会社)と併願しているが可能か | 可能ではあるが、教育実習期間が公務員試験や就職活動と重なった場合、教育実習期間を変更したり就活を理由に辞退することは出来ないため、教育実習を優先いただくことになる。そのため必ずしも志望の就職活動がすべてできるとは限らない。進路をよく考えた上で教職課程を履修すること。 |

よくある質問 ～教職課程の履修等について～

| No. | カテゴリー | 質問 | 回答及び問い合わせ場所 |
|-----|-------|--|--|
| 11 | 進路 | 教職としてどのくらい求人があるのか知りたい | 教職課程センター（6号館124）に問い合わせるように。 |
| 12 | 養護 | （健康福祉学部以外で）養護教諭免許状を取得したい | カリキュラム上、取得できない。 |
| 13 | 留学 | 留学と教職課程の両立は可能か | 可能である。計画的に履修を組み立てて、ガイダンスや各種指導に出席をする必要がある中で、必ず留学の計画を立てる段階からはやめに（1年次前期が望ましい）教務課②窓口にご相談に行くように。 |
| 14 | 卒業単位 | 卒業単位に入らない科目は？ | 「教職入門」「各教科の指導法」「教育実習Ⅰ・Ⅱ」「教職実践演習（中・高）」「学校インターンシップⅠ・Ⅱ」は卒業単位に算入されない。 その他、各所属で定められる卒業単位に入らない科目については、履修の手引きの各所属についての記載を確認すること。 |
| 15 | 複数免許 | 複数にわたる教科の免許を取得したい 他の所属の科目免許の取得をしたい | 可能ではあるが、卒業単位に加えて教科に関する科目の修得が必要になるため、負担が多い。また、所属や希望する免許教科によっては履修について制約があるため、とれるかどうかは、教務課及び所属の先生に別途相談するように。 |
| 16 | 教育実習 | 中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状の両方を取得する場合は、中学校と高等学校の両方で教育実習をする必要があるか。 | どちらか片方のみの実習で問題ない。 学校の種類ではなく教育実習期間が単位数と直結するので注意すること。 中学校の免許を取得する場合：3週間の教育実習が必要 高校の免許を取得する場合：2週間の教育実習が必要 |

※上記の質問以外で回答し難い質問については、WEBの質問フォームに入力するよう指導してください。